



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年10月28日(金)
問い合わせ先：障害支援課
課長：西渕
担当：金澤、岡戸
電話：829-1308
内線：3065

さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等事業の品目を追加します

さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等事業の品目に、令和4年11月から新たに人工呼吸器用蓄電型電源装置を追加します。

1 目的

人工呼吸器を使用する障害者等に対し、停電時等でも安心して日常生活を送るために必要な人工呼吸器用蓄電型電源装置の購入に係る費用を助成します。

2 追加品目

人工呼吸器用蓄電型電源装置

3 対象者

以下のいずれかに該当する方

- ・呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の1級・3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着している方
- ・難病患者等で人工呼吸器を使用している方

4 基準額

65,000円

※ 基準額の範囲内で原則1割を負担し、残り9割を公費で支給します。